公益財団法人 大林財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条　この規程は、本財団の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。

(3)　非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4)　評議員は、定款第11条に定める者で、すべて非常勤とする。

(5)　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分するものとする。

(6)　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分するものとする。

（報酬等の支給）

第3条　本財団は、常勤役員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2　常勤役員の報酬は月額とする。

3　特別な職務執行に対する役員への報酬は、支給の必要が生じた都度その月額を評議員会において決定する。但し、現に支給している常勤役員の月額を超えないものとする。

4　常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、別表2に定める基準により退職手当を支給することができる。

5　評議員及び非常勤役員が、本財団の評議員会、理事会等の会議に出席した場合には、謝金として一人につき50,000円を支給するものとする。

6　監事に対しては、毎年度の監査業務の対価として、一人につき年 100,000 円を支給するものとする。

(報酬の額の決定)

第４条　本財団の常勤役員の報酬月額は、別表１に定める基準に基づき評議員会の決議により決定する。また、退職手当の額についても同様に評議員会の決議による。

2　退職手当は、役員として円満に勤務し退任(辞任を含む。)した者又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第５条　報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日に支払うものとし、会議出席による謝金等は、当月分を翌月１５日（１５日が休日の場合はその直後の営業日）に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払う。

(報酬等の支給方法)

第６条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第７条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費 用)

第８条　本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支給する。

2　役員及び評議員が会議に出席するために要する交通費については、次の基準により支給する。

(1)　会議が東京都区内において開催される場合

ア　出席した役員及び評議員につき、一人一律 3,000 円を支給する。

イ　出席した役員及び評議員の主たる居住地若しくは主たる勤務地が東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県以外の場合は、前ア号の支給に加えて、当該会議開催場所の最寄の駅までの新幹線利用運賃（グリーン料金を含む）又は航空機利用運賃を支給する。

(2)　会議が東京都区内以外において開催される場合

理事長が、前(1)号の基準に準じて、当該会議開催の都度、支給する額を決定するものとする。

3　交通費の支払いは、第 5 条の会議出席による謝金等の支払いと同様に取り扱う。

（公 表）
第 9 条　本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）
第 10 条　この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則
この規程は、公益法人設立の登記の日から施行する。

別表1　常勤役員の報酬月額

第１号	３００，０００円
第２号	３５０，０００円以下
第３号	４００，０００円以下
第４号	４５０，０００円以下
第５号	５００，０００円以下
第６号	５５０，０００円以下
第７号	６００，０００円以下
第８号	６５０，０００円以下
第９号	７００，０００円以下
第 10 号	７５０，０００円以下
第 11 号	８００，０００円以下

別表2　常勤役員退職金の算出要領

１　退職手当の額は、常勤役員が退任若しくは辞任し又は死亡した日におけるその者の報酬月額に、その者の在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。但し、在任期間が８年を超える部分の退職手当は支給しない。

（１）４年までの期間については、１年につき１００分の１００
（２）４年を超え８年までの期間については、１年につき１００分の１２０

２　常勤役員の在任期間に１年未満の端数がある場合には、その端数は月割りをもって計算するものとする。

以上

改正　平成３０年６月４日
改正　令和７年８月２１日
改正　令和８年８月２６日